

実践学園同窓会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、「実践学園同窓会」と称する。
(事務局)

第2条 本会の事務局は東京都中野区中央2-34-2、実践学園内に置く。
(目的)

第3条 本会は、学園と連携のもとに会員相互の親睦と向上を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。
(会員)

第4条 本会の会員は下記の会員をもって構成する。

- 1 正会員 東京堂教習所、実践商業学校、実践商業高等学校、実践学園高等学校、旧実践学園中学校の卒業生及び修了者。
- 2 特別会員 本校の現旧職員及び法人役員。
- 3 賛助会員 本校またはその前身当時特に関係の深かった者。

(事業)

第5条 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦を深める諸事業
- 2 母校の発展に寄与するための諸事業
- 3 その他、本会の目的を達成するために必要な諸事業

第2章 運 営 組 織

(運営委員)

第6条 本会の運営は、正会員の中から選出された運営委員で執行する。
運営委員は各卒業期1名以上を原則とし、担任、クラブ顧問、
会長より推薦された者から選出する。

(役員)

第7条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の役員を置く。

(名誉役員)

名誉会長	1名
相談役	若干名
顧問	若干名

(運営役員)

会長	1名
副会長	3名
各部部長	4名
各部副部長	4名
各部運営役員	数名
書記	2名
会計監事	2名

(役員の選出及び解任)

第8条 名誉会長は会長経験者から必要に応じて会長が推挙する。
相談役は運営役員経験者から必要に応じて会長が推挙する。
名誉顧問は顧問経験者から必要に応じて会長が推挙する。
顧問は本校の現職員から必要に応じて会長が推挙する。
会長、副会長は運営委員会において運営委員の中から互選により選出する。
各部の部長、副部長、運営役員、書記、会計監事は正副会長が協議の上、会長が任命する。
運営役員の解任は運営委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(委員及び役員の任期)

第9条 運営委員は運営委員会を組織し、同窓会の運営について検討審議する。
会長は本会を代表し、一切の会務を統括する。
副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその任務を代行する。
各部長は担当部の事業を統括し、業務を遂行する。
副部長は部長を補佐し、部長事故ある時はその任務を代行する。
各部運営役員は各々の担当業務において率先して運営に当たる。
会計監事は会計事務を監査し、その適正を期する。
書記は会議その他の記録を処理保存する。
名誉役員は会長の要請に応じて協力、助言を行う。

- 第10条 運営委員及び運営役員の任期は2ヵ年とし、再任を妨げない。
なお、運営役員は任期満了後といえども後任者が決定するまでその任務を遂行する。

第3章 会 議 (運営組織の各会議)

- 第11条 本会は次の会議を行う。
総会（正会員で構成） 執行役員会（各部副部長以上で構成）
運営委員会（運営委員で構成） 各部役員会（各担当部で構成）
運営役員会（各部運営役員で構成）
(総会)
- 第12条 総会は本会の正会員を以って構成し、原則として毎年7月の第1土曜日に会長が召集する。
総会の議長は会長または会長の指名した者があたる。
総会は事業報告及び計画、会計決算及び予算、役員改選、会則改正、その他事項の承認を行う。
ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開くことができる。
なお、総会が開催されない場合は運営委員会がこれに代わることができる。
(その他の会議)
- 第13条 運営委員会、運営役員会、執行役員会は会長が、各部役員会は各部長が必要に応じてこれを開催する。
運営委員会は総会の承認事項及び運営上の重要事項を審議、検討する。
各役員会は運営に関わる業務を遂行する。
(各会議の議決)
- 第14条 各会議の議決は出席者の過半数によって可決し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。
(議事録及び保存)
- 第15条 各会議の議事録、議決事項はこれを記録保存する。

第4章 各部の任務 (各部の名称と任務)

- 第16条 本会は第3条の目的を達成するため、各業務を分担し同窓会の運営に当たる。
- 1 総務部は運営組織の調整を図ると共に、事務局との連携をとりながら会員情報の収集管理を行い、会員からの要請に応えられるよう努める。
 - 2 会計部は会計事務に関する一切の業務を司り、予算書および決算書を作成する。
 - 3 事業部は行事を企画、遂行すると共に学園行事への支援をし、学園貢献に努める。
 - 4 広報部は同窓会だよりの編集、発行に携わり会員への情報提供に努める。

第5章 会 計 (運営資金)

- 第17条 本会の運営に要する費用は、正会員の納入する会費及び賛助金、その他の寄付金ならびに本会の諸事業の収益金をもってこれに充てる。
(会費)
- 第18条 正会員は会費として、卒業時に20,000円を納入する。
(賛助金)
- 第19条 賛助金は一口1,000円以上とし、同窓会活動の維持支援のために要請することができる。
(会計年度)
- 第20条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

昭和25年7月1日	施行
平成18年6月2日	改正・施行
平成23年7月2日	改正・施行
平成26年7月5日	改正・施行
平成27年7月4日	改正・施行